

〈特別会計と公営企業会計〉

特別会計



会 計	内 容
国民健康保険会計	他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、年金受給者の方などを対象に、名古屋市が保険者となって医療費、出産一時金、葬祭費などの必要な保険給付を行う事業にかかる会計です。
後期高齢者医療会計	75 歳以上の高齢者及び 65 歳から 74 歳で一定の障害のある方を対象に、療養の給付、療養費、移送費などの必要な医療給付を行う事業にかかる会計です。後期高齢者医療制度は愛知県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。
介護保険会計	要介護または要支援状態にある方を対象に、名古屋市が保険者となって必要な介護サービスの給付などを行う事業にかかる会計です。
母子寡婦福祉資金貸付金会計	母子家庭や寡婦の方に対し、経済的自立を支援するとともに、その方が扶養している児童の福祉を増進するための資金の貸付事業にかかる会計です。
農業共済事業会計	県内の農業共済組合等の統合により新組合で事業を行うため、積立金を移管します。 なお、平成 26 年度末をもって会計を廃止する予定です。
市場及びと畜場会計	中央卸売市場本場、北部市場、南部市場及び南部と畜場の運営、整備にかかる会計です。
土地区画整理組合貸付金会計	土地区画整理組合への貸付金事業の実施にかかる会計です。
市街地再開発事業会計	市街地再開発事業の実施にかかる会計で、現在「日比野地区」と「鳴海駅前地区」で事業を実施しています。
墓地公園整備事業会計	みどりが丘公園における墓地公園整備事業の実施にかかる会計です。
基金会計	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置された基金の経理を行う会計です。

会 計	内 容
用地先行取得会計	公共用地の先行取得や都市開発資金による用地の先行取得にかかる会計です。
公債会計	各会計の市債の発行や償還の管理を行う会計です。

公営企業会計



会 計	内 容
病院事業会計	東部医療センター、西部医療センター、緑市民病院の3病院の経営とこれに必要な施設・医療機器などの整備にかかる会計です。
水道事業会計	市民への水道水の供給とこれに必要な水道施設の整備にかかる会計です。
工業用水道事業会計	工場への工業用水の供給とこれに必要な工業用水道施設の整備にかかる会計です。
下水道事業会計	下水の排除・処理とこれに必要な下水道施設の整備にかかる会計です。
自動車運送事業会計	市バスの経営とこれに必要な施設の整備にかかる会計です。
高速度鉄道事業会計	地下鉄の経営とこれに必要な施設の整備にかかる会計です。